

令和7年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」の報告

1 会議の目的・背景

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から市町村は「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点等」などの設置が努力義務となった。また、（自立支援）協議会も、地域の課題を見つけて解決を図る機能を促進するための改正がされている。厚生労働省は、こうした制度改正を受けて、都道府県の担当者やアドバイザーを対象に「全国ブロック会議」を開催し、各自治体の相談支援体制の強化や協議会の効果的な運営の促進を図っている。

2 開催概要

日 時：令和7年11月14日（金曜日）午前10時から午後4時30分まで

場 所：ビジョンセンター新橋 17F

対象者：都道府県の相談支援体制整備に関わる担当職員、アドバイザー事業に従事する者等

3 会議プログラム

行政説明（厚生労働省）、都道府県からの状況報告、事例報告、グループワーク（他都道府県・自都道府県での意見交換）、総括

4 行政説明（厚生労働省）のポイント

（1）法改正のポイント

- ・市町村は基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置に努めることが求められる。
- ・地域の協議会では、障害者の個々の事例について情報共有することが明記され、協議会の参加者に対する守秘義務と関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が設けられた。

（2）現状と課題

- ・全国の市町村で基幹相談支援センターの設置率は66%、地域生活支援拠点等の整備率は74%と、未設置の自治体もある。
- ・セルフプラン率が地域によって大きく異なり、のぞまないセルフプランの解消が課題
- ・相談支援専門員等の人材確保や協議会の活性化、拠点コーディネーターの配置促進も重要なテーマ

（3）今後の方向性

- ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を確保ことが望まれる。
- ・（自立支援）協議会においては、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題の解決に向けて取り組むことが重要
- ・セルフプランは障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは慎むべきであり、のぞまないセルフプランの解消に向けた取り組みを行う。

5 都道府県の主な取組状況（関東ブロック）

茨城県：未設置市町村への聞き取りや設置時期の明確化、好事例の展開、圏域連絡会議の開催

栃木県：未設置市町村へのヒアリング・設置支援、関係者会議の開催、人材育成ビジョンの改訂

群馬県：拠点の評価シートを作成、複数事業所協働体制による機能強化型の取得を周知

埼玉県：地域づくり研修の実施、アドバイザー会議・派遣、設置状況調査の実施とフィードバック

千葉県：研修会開催、アドバイザーによるグループワークでの助言、基幹の好事例紹介

神奈川県：アドバイザー制度の開始、未設置市町村へ訪問支援、基幹相談支援センター連絡会の開催

東京都：アドバイザー派遣、拠点に関する補助事業の実施、協議会動向調査、連絡会・交流会開催

6 事例報告及びグループワークで提示された今後の課題・方向性

- ・小規模自治体での人材・財源確保や共同設置の推進
- ・拠点コーディネーターの配置促進・機能強化
- ・協議会の活性化、行政職員の積極的な参加・意識醸成
- ・好事例の横展開、PDCAサイクルによる体制の継続的改善

全国ブロック会議資料は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001593973.pdf>